

## 答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、令和3年8月4日付けの保護申請却下通知書(以下「本件処分通知書」という。)により請求人に対して行った保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 本件処分は、本件処分通知書に要件に該当しない理由の記載が無いため、行政手続法に違反し違法である。
- (2) 本件処分通知書に付属した書類に支給要件を記載しているが、本件はアの保護開始時に持ち合わせがないに該当し、保護開始時から時間が経過しているのは事実だが、生活扶助内で節約努力をし、生活用品を買ったが需要が賄えない為、家具什器費を申請したものであって、保護開始時と近い時間に申請した場合のみ出るというのは不公平であって、合理的な理由がなく、不当である。

また、保護開始時からの時間の経過を理由としているのであれ

ば、どの程度の時間を経過したら支給されなくなるのか、裁決によって明確にすべきである。

さらに、布団代に関しては、掛け布団が無いものであるから、一般的な使用ができず、使用に耐えないものというべきであり、支給されるべきである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年7月8日	諮問
令和4年8月22日	審議（第69回第3部会）
令和4年9月26日	審議（第70回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性・基準・種類

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に生活扶助を掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできな

い者に対して、生活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」(1号)を規定している。

(2) 経常的最低生活費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・1は、経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしている。

(3) 臨時的最低生活費（一時扶助費）

次官通知第7・2は、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならぬ緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであることとし、特別の需要として、

ア 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

イ 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

ウ 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

の3つを掲げている。

また、なお書きとして、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意することとしている。

(4) 被服費（布団類）

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・2・(5)・アは、被服費について、被保護者が、同・

(ア)から(カ)までのいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないとしている(ただし、(ア)から(ウ)までについては、現物給付を原則とする。)

そして、布団類については、同・(ア)により、

- a 保護開始時
- b 長期入院・入所後退院・退所した場合
- c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合、1組につき13,600円以内(再生によることができる場合)又は1組につき19,900円以内(新規に購入を必要とする場合)の額を定める。

(5) 家具什器費(炊事用具、食器等)

ア 局長通知第7・2・(6)・アは、被保護世帯が、次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとしている。  
(ア) 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(イ) 単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院・退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

(ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことが

できないとき。

(エ) 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

(オ) 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問7-45(答)は、保護開始時等において、冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保有していない場合、日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で、計画的に購入すべきとしている。冷蔵庫、電子レンジ等の保護受給中に保有が容認される物品を保護開始時に保有していなければ、一時扶助の支給基準である「最低生活に必要な物品を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合」に該当するか否かを個々の世帯の状況に応じて判断し、その結果、必要性及び緊急性が認められる場合には家具什器費を認定して差し支えないとしている。また、なお書きとして、必要性及び緊急性が認められない場合には経常的な生活費の中から順次購入していけば足りるものであり、家具什器費を認定することは適当でないとしている。

(6) 保護の申請に対する決定

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付

した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(7) 次官通知、局長通知及び問答集の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和3年7月20日、請求人から、布団代及び家具什器費の支給を求める旨の本件申請書を收受し、これらは一時扶助費の支給要件に該当しないと判断して、同年8月4日、本件申請を却下する決定を行っていることが認められる（本件処分）。

次官通知第7によれば、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において、通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものとされ（上記1・(2)）、臨時的最低生活費（一時扶助費）は、特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠き、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであるとされているところ（上記1・(3)）、本件審査請求において提出された資料によれば、

(1) 布団代については、請求人は、本件申請書提出時点で保護開始後9か月を超えており、保護開始時には当たらないこと、長期入院・入所後とはいえないことなど、局長通知が掲げる3つの要件（第7・2・(5)・ア・(ア)・aないしc。上記1・(4)参照）に該当する事実は認められない。

(2) 家具什器費についても、保護開始時に当たらないこと、長期入院・入所後とはいえないことなど、局長通知が掲げる5つの要件（第7・2・(6)・ア・(ア)ないし(オ)。上記1・(5)・ア参照）に該

当する事実は認められない。

以上からすれば、本件申請の布団代等は、局長通知が定める一時扶助費の支給要件に該当しないことは明らかである。

したがって、本件申請を却下した本件処分は、上記法令等に則った適正なものということができ、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第3・(1)のとおり、本件処分は、本件処分通知書に要件に該当しない理由の記載がないため、行政手続法に違反する旨主張する。

しかし、行政処分に理由付記が求められる趣旨は、処分庁の判断の恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与えるものであると解されるところ（行政手続法14条1項についての最高裁判所平成23年6月7日判決参照）、本件処分通知書記載の却下理由及び説明文書の記載内容（別紙参照）からすれば、本件申請を却下する理由（支給要件に該当しないこと）は、具体的に示されているというべきである。

そうすると、本件処分における理由付記は、不服申立てに便宜を与えるのに十分なものというべきであり、法24条及び行政手続法8条に違反するということとはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

(2) 請求人は、上記第3・(2)のとおり、本件申請は「保護開始時に持ち合わせがない」に該当する旨主張し、また、保護開始時と近い時間に申請した場合にのみ支給されるのは不公平であって、合理的な理由がないとも主張する。

しかし、本件申請の時点が保護開始時に当たらないことは上記2で述べたとおりであり、仮に、請求人が保護開始時から本件申請書提出時まで、本件申請に係る布団類や家具什器を持っていなかったとしても、次官通知や問答集にあるように、それら日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであり、保護開始後9か月を超えて

行った本件申請については、緊急やむを得ない場合には該当しないというほかはない。また、このような考え方からすれば、保護開始時に申請した場合と比べ不公平が生じるとか、合理的な理由がないなどということとはできない。

なお、請求人は、保護開始時から、どの程度の時間を経過したら支給されなくなるのか、裁決によって明確にすべきとも主張するが、本件処分の違法性又は不当性を検討するに当たり、この点について判断する必要性は認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙(略)